

様式第1号-5

育児休業等取得時に既に保育利用中の3歳未満の子ども
にかかる継続利用願兼意見書

年 月 日

海津市長 宛て

保護者住所 海津市

(育児休業等取得者)

保護者氏名 _____ 印

現在保育利用中の子どもについて、育児休業等中は保護者が家庭にいるため、本来、家庭で保育すべきところですが、引き続き次の理由により、復職（就労）までの間、継続利用させたいので願い出ます。

利用施設名（園名）			
在園児名	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）	
出生児童名	生年月日	年 月 日生	
育児休業等期間 （就労までの期間）	年 月 日から		年 月 日まで
職場復帰予定日 （就労予定日）	年 月 日		
認定区分予定	<input type="checkbox"/> 1号認定子ども（幼稚部） <input type="checkbox"/> 2号認定子ども（保育部）		
継続理由	<input type="checkbox"/> 入所児童の発達上環境の変化に留意するため （下記空白に園長の意見を記入） 上記のとおり継続利用の必要があることを認めます。 年 月 日 園長名 _____ 印		
出生児童の 施設利用予定月	年 月		

【※育児休業等を取得できない場合】

<p>誓 約 書</p> <p>私は、育児休業等取得時に既に保育利用中の3歳未満の子どもにかかる継続利用を願い出ましたので、継続期間終了後は、必ず就労することを約束いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>保護者名 _____ 印</p>

(裏)

育児休業等取得時に既に保育利用中の3歳未満の子ども
に係る継続利用について

【要件】

下記の要件をすべて満たす方

- (1) 妊娠又は出産時から認定こども園等に入所している3歳未満（当該年度の4月1日の年齢）児で、かつ当該子どもの児童福祉の観点（発達上環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められる場合
- (2) 保護者の育児休業等取得中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業等終了後に復職することが決まっている場合、又は保護者が育児休業等取得者と同様に継続利用期間終了後に就労する意思があるため、育児休業等取得者とみなすことができる者

【継続利用期間】

継続利用を認めることができる期限は、将来3歳（当該年度の4月1日の年齢）児となった時の認定区分の選択に応じて、次のいずれかとなります。

- (1) 1号認定（幼稚部） 3歳児として1号認定されるまで
- (2) 2号認定（保育部） 保護者の育児休業等期間（基本は当該出産した子が1歳に達する日まで）が終了する日の属する月末

【継続利用期間中の保育認定】

継続利用期間中の保育認定は、保育短時間（1日8時間）認定とします。

【手続き】

出産後、速やかに「育児休業等取得時に既に保育利用中の子どもにかかる継続利用願兼意見書」を添付し、支給認定（変更）申請を行い、保育を必要とする事由を「育児休業等取得時に保育利用中の子ども」に変更し、利用を希望する期間を延長してください。

なお、育児休業等を取得される方は育児休業等期間及び復職予定日が記載されている「就労証明書」の添付も必要です。

※継続期間終了前に支給認定（変更）申請をしない場合は、退所となりますので、注意してください。

【その他】

市内に待機児童が出る恐れがある場合においては、育児休業中は、家庭で保育することが可能であることから、育児休業等取得時に既に保育利用中の子どもにかかる継続利用の事由よりも、他の事由による子どもの保育利用を優先することがあります。